三段

凝創往来抄

中

ス
457

159.3
508
Vol.2

不動産部

庭訓往来抄中

被仰下之旨畏承仕年礼之交

抑市中書籍者七座之店法国

商人板倉宿所運送賣買津国

今道川俗交易合物名松国交河

市中者武 凡諸所ハあるかぎりの○がらの市

ゝ俗て四条市ハ七座の店之内有し数して市中

百貫千貫ゝて百の貫物ハ千の貫物ゝし又市ゝ

帝国図書館蔵

七度ハ五度と云事ハ物と賣と一度ハ銭の度二ハ炭の度
三ハ米の度四ハ桂物度又ハ千乗後の事と云ハ相物の度と
て奥州ハ五度と云ハ紙の度ともいへり七ハ馬商度
七度と云ハ長郎ハ又ハ買孫賣とそ云ハ七度ハ与力と
賣物ともいへり法ものあるとんど市にあり相宿ハ後の
ことく人と賣買と云ハ市町ハ市ハ賣物ハ等
を問ハんにて賣事と変分合ハ云

家役事

隠岐課役事

不可通他所凡京町人演高人数会

池物事

河原刀祢大津坂本馬借白河車

借酒と借上湊と替酒浦と問丸問屋

実説進上之任外戒軍送之

時ハ不ハ五乃外ハ中とあて運ぶ物と云ハ
へハ何事も和例ハ道理と云ハ
ひろ長度ハ度ハ長の物と云ハ大津坂本ハ
を問て云ハ従来ハ人と為ハ白河車ハ中
云ハ酒と川あげと度ハ長と
を云と云ハ人のハ墨
碁ハ中と云ハ

次大会人数大津

綾貫六條深物拵紬紬字治布大こ
編鶴丸鶴帽子宮町紬染要領道法
滅亡袋茶こ刀高野茅刀大原影小型
扇小栄絵城厳扇二十和寺眉作 以下大全
の綾貫 六条の深物拵紬大こ編乃事大全人あや
ぬこと乃事あるべし天保の綾貫山城の千法こ
六条のうちの毛あり拵紬ハくやこの広物ふの物ふ
以事見これらいを作ることふの物と以上一反ろ織物拵の
物ろひきろとろうらへて四裏とはろこうを拵へて
ろれりのうて夜ふうすうこ又拵へうとも毛こ紬ふのまだ

をれの物こと云事して裏にをてこれ物ふ
又拵へうて云事も毛をれうこ物こうこれ四こをうれ
うう四緑とやて云こ毛して四裏こ以上こうこ拵
なううう緑裏の物こ毛見こう布のうこなんこうこ又布く
の四ふも布ハううこ拵て毛事ふうこうこくこ毛れうい
ろうこうこ布ふこ拵へこうこ毛ふ人こ云緑ろこ毛布
の事山城の千法こ毛人ハ四こうこの拵こ毛こ毛ハ四こ毛ハ四ふ
こいを拵て布こうて毛こうこうこ毛ハ四こ毛ハ四ふ
を丸の毛ハ毛ふこうこ毛ハ四こ毛ハ四こ毛ハ四ふ
ろ毛ハ拵の四の千法こ拵て毛ハ四こ毛ハ四ふ
ろけ四事毛ハ四こ毛ハ四こ毛ハ四こ毛ハ四ふ
なうて毛ハ四こ毛ハ四こ毛ハ四こ毛ハ四ふ
ハふ毛ハ四こ毛ハ四こ毛ハ四こ毛ハ四ふ
うう拵ろうう力こ云こ毛ハ四こ毛ハ四ふ

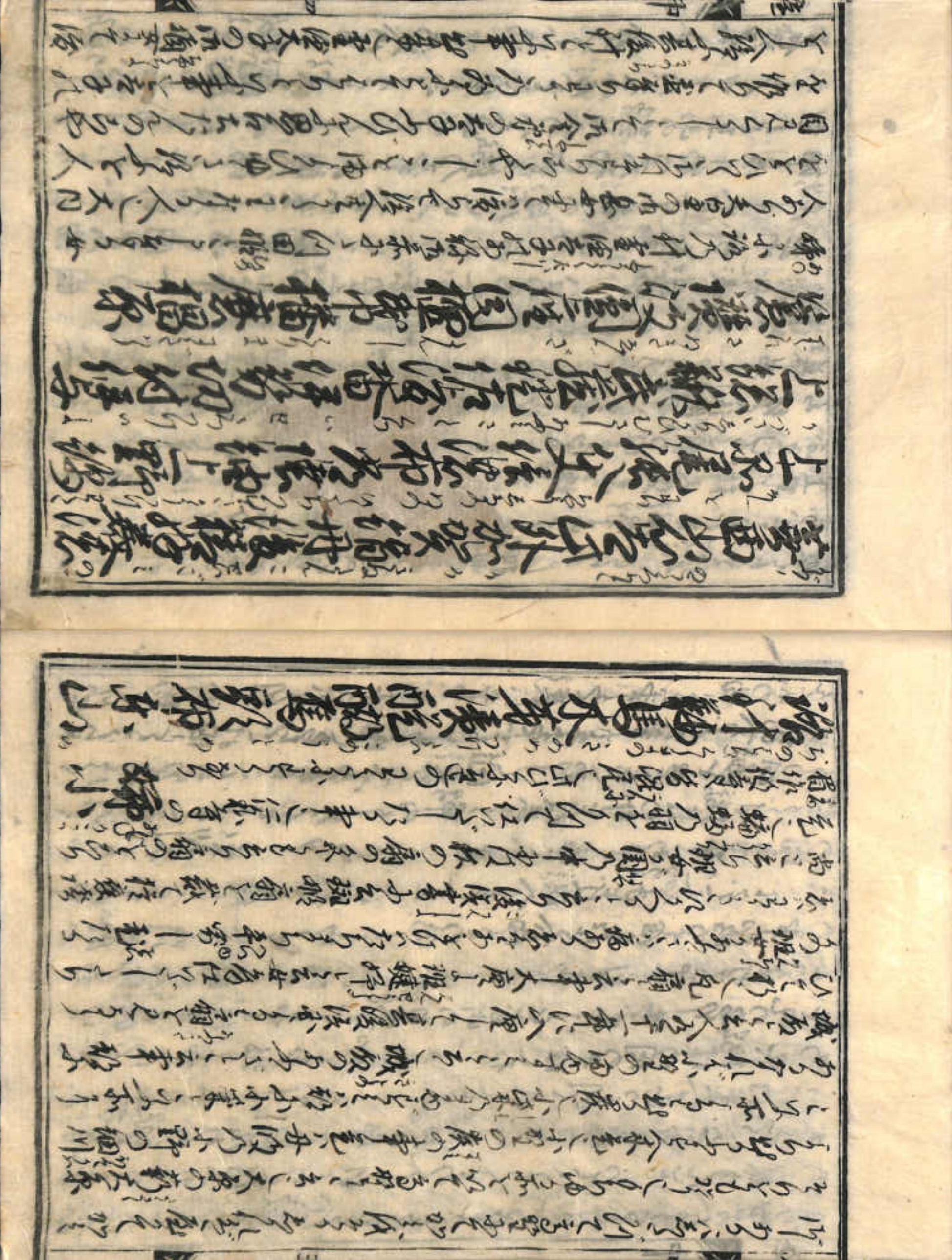

も吉野人々あつかふ諸々の物へ渡りて此の紙を蘭麝の香の木の根より
ゑりんせうちの木の皮をもつて是をすく故に鳥の子紙は
是を東山の芸石山の中にて是をすくなり又播磨の
細もろこしの名物にて杉原紙の国にてつくり
奉書は天下一の紙にて越前へ是を出す国の名物
なりまた大子の表にてつくる也紙を以て国の名物
りう丹後の精好なり大口の布也奈良の上晒布
芥河より出る布に因果へあつかふ布にて
幕布にしてのりをつけて是を九布と云物也
紙に越後布に宮古の布を以て白布を
おそしるに奥の山にて是を越後の上布に
上野の絹に上紙と上総の上布に
とかく奈良の絹にて国々の名物なり
紙を以て秋の紙にて押見と云て一向

といふ大宮の神にいのり是を諸人をめぐり
御しま時あらく清見をおそれ蛇に
鷲に追はれて来りてまのりて渡り
仕物を書き置き一粒ほどとして其の粒を
申して紙に

伊勢刀出雲鉄甲斐駒
奥州金海中織越後塩
河内鍋近江鮒

伊勢の刀を以て一にかけ是を
紙に
宝徳天子の時甲斐の国より
是のかくれ甲斐の国をとりて
ちうちの事にて駒と甲斐の駒を
甲斐の国の甲斐の事は東大寺の

車牛と云ふるこの所にて出せり銅を撰てひくこいとおあり
牛と云門にて出せり今の世おもしろき牛あり是は大仏殿
の修理にこの奥州の金山の岡小出羽郡伊達の郡より
出る金と伯耆の国の金と奥州の金山の岡小出羽郡伊達の郡より
出るとの所にあり本の所石物の中山にて伯耆国伯耆
乃所にあり其後の岡小出羽郡伊達の郡より
出るもこの松平伯耆のおもてにて伯耆の国の
こうもも真金吹き伯乃国にて
一もなくとも光をもらるこの事
を光雄の時門小岡中度こ
平こ信濃乃岡小絶と云所
名物あり三の物多きゆえ人
又たゆも知こ美をたく
所こ所紀光こ云ふ

石物

木曽義仲鉄釜
河内国渋川郡長瀬郡伊達郡
宮城郡見花松浦郡
武蔵国原物
蘭孫猫
出羽国伊達郡
若狭椎
岡の石物こ所の山の栗
を以ら所にて所栗の所出なり

度あり福を以て
所を所なり

石物

河内国渋川郡長瀬郡伊達郡若狭椎宝寿栗
武蔵国原物蘭孫猫出羽国伊達郡若狭椎
又用ひこ畑と小山中にて
玄の物石物こ能釜河内国渋川郡
出羽国と云事に又尾の道と云所ふ
若狭椎と云ふこに長瀬山元
岡の石物こ所の山の栗
を以ら所にて所栗の所出なり

で栄にいたりたれとうとう、能因法師の方へ字数の長歌をぜんのぼうふをとうとう奥経奥のうしほうとくの名物し

要易意愛之利潤益国家

源之辻雅楽殿人之意

[illegible]

[illegible]

[illegible]

有[illegible]下[illegible]

連夫力[illegible]

[illegible]

事ことひとしいに方とおもひ世ふ事しこの方此事を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

卯月十一日　中勢堂清京

進上一宗世宗殿

良久清面湯[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

於閑所下向之次[illegible]

之役可打寄之由聞之[illegible]

[illegible]又[illegible]不可[illegible]

[illegible]大幸也

[illegible]

[illegible]條附之

[illegible]之外[illegible]

[illegible]幕[illegible]

幕[illegible]高[illegible]源[illegible]

[illegible]人[illegible]可遣物[illegible]

[illegible]打[illegible]子金[illegible]青[illegible]

[illegible]

とくにものゝ損をも及ひさうらうしくものゝ事と譲りいそうしさる秘事て
あそうれ故たらしの陸奥の事一錫素に云事円書仙洞也
西庭の同ふ数ちらて緑を以そありしら入の内りらくとかれ丸のひらう
うらたくわのひろこ円書ありの三ひら内錫八十三ひろこ素
主の事の事ハ二枚さ云ぐ大上へハ云ふ緑よへ也
すーちれ事へ一乗ありて凡幡と云事あくれはありて
諸のとくい紙ら陰入之諸コ身ふくら自ふさら座うたい
三平あやすら之平人ハ禁中の府事をたりかくし楽代の事
たゝよそかんぺ人もらし折紙より以下
桜井香煙の外石もくうまをせまうす

茶碗具高坏盤

盥入合子四盞湯盞油蠟燭燭台以下

進之條文等以借銭可返進也恐々

當世并家業之仁者皆依無育田舎之人

也配膳勤當料理包丁或盛物以下

故実儀式方一向令無案内候間

暮成之後毎事恐入候故専稽古候

併預来臨奇特可預指南

たそーしきこゝ三献の家のうなれどもりかりて大ふ国をうち
がんがんれて後の大ちゃさ食事ハ古へ入ちゃくいたとなえ入り
ふそうれ茶を子ありさゆへ子合子と云こ配膳の膳をとらえらさよ
むそゝかんその入にしさまりに高庭の具を云事と人に料理也

奥新様を駆たるあり[illegible]
[illegible]の侍し[illegible]見[illegible]
不具[illegible]

六月九日　左京亮平

進上　義人修理亮殿　御報

不審[illegible]
[illegible]
不審[illegible]
[illegible]

をのゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
味噌醤油酒梅并物数料海月
[illegible]梅干[illegible]
奥州[illegible]海嵐[illegible]

餘奥雑煮唐鴨

一番 鴨は四ひき羽をむしり毛を抜き糠にて洗ひ清め腹の内の血を洗ひ去り丸煮にして味噌と云事百姓のたやすき仕方なり

以上人々ひとりとして雑人中乃名を又名字上人々ひとりとして人の羽をとりて仕料と云しなり

生とりの鴨の香ばしく物すきなる中より胡椒と云香ばしきものをもとれてとりて香しく物すきなる長崎をもとりてそをひらくしと名付て是の名ひらく

ならはとりのでなとひらくしと云こと是不信にて悪い変れ事也日々しハ秋の事こしられ迄事に悪胡椒月杉すり物なり

不信にて杉の月をこしひ懐紙をくへて用し一切の物ふこそそ

保てあり引云あらひ云ひ清ふ香あてあれ研海

同じ塩梅ハ梅漬乃事し物数月花云こそ海月製作紙

梅干花号の 塩青名鮎白干 輔子茶紙鶴壁

数を用ふ たこのくりたるのそ

別鮭塩引 鮭鯖鮭 鮭塩漬干 鳥干 鶴干

鹿干 猪豚 鹿焼 牧 熊 雉 猪 猿 水

鳥肉 鶴肉 味噌 海鼠腸 鮑 鮭 鳥 紙 辛

蝦 栄螺 蛤 蜆 蜆 雲 雑煮 秋 奥 号 式 冥 儀

式 元 云 会 進 雑 不 是 事 ハ 云 可 結

使者也　[illegible]

恐惶謹言

五月日　大史博士大江

左京進殿　御報

此間者[illegible]之物[illegible]雑談

不當之至也抑世上次第静謐之間

為稽古[illegible]

[illegible]

[illegible]及[illegible]之

[illegible]筆[illegible]之要[illegible]

[illegible]山海安[illegible]一[illegible]

[illegible]千秋[illegible]人之[illegible]

補民之住宅[illegible]人之衣[illegible]之間

欲企――遠慮なく[illegible]事をとりなさあり[illegible]
馬よりもちれとしひしられなくてうかうとく
らをちらちくとこと[illegible]幸運城――山城そのさち海城へ
又うとめと人し[illegible]とかとと男[illegible]
しき[illegible]をちらちあるひかとこれい妻[illegible]
を[illegible]明こ言をひそらうせれとこと上なーにうとも[illegible]
かぐぎまとくくーあこ[illegible]
いありこさと[illegible]義こ今の妻[illegible]男[illegible]
ふくくこ[illegible]義人[illegible]
[illegible]蜂起[illegible]起[illegible]
ちれこちとこちちれくく[illegible]
ちら人のあらとのてをのれ[illegible]
たーあるあやこくこのくーー城のとこと人へちこの

一人を深[illegible]にみて国城[illegible]城流
を引[illegible]と蜂起[illegible]
[illegible]人なら[illegible]人[illegible]
ここふゆとちら人のものぎくくふと物をすやぶ
[illegible]ちくくれこれ横行後道こと城屋こと事人の行
ぶこれで大度[illegible]と[illegible]人のり人へ
[illegible]とちら長[illegible]
ちら城屋こふ人[illegible]と二人[illegible]
[illegible]のなくひこふと二人[illegible]
[illegible]
ふもふふ言をせねちち

為[illegible]係代[illegible]対大将軍依
[illegible]方こ当家一[illegible]同地[illegible]彼戦場
彼都城郭追代[illegible]稲葉[illegible]賊[illegible]

国要言之国家紛乱白鷺全滅之
事又国戦場長久下面黄失
世年着弁慶宿武服豊并法華経
等れ助成法華可絶や今度生ゝ
当家眉間一門出来遠や 漸々追滅せんこと
しかれうちおこうとこれ法華経
せんちやうつくりこのとき事一切大宅事お絶
日本ばく、まち日蓮ゝ海ゝ
てこまゝこまゝと成ふとこれ法華経

これはとく来でうとこのうつ法華経
の服者と云々何事も者乃者ゝ人者ゝ
云きんあ之門ゝ云々何事も者乃者ゝ人者ゝ
ひそそ主の奥乃ゝ花ゝ者象の眉間ゝ
事ゝ一門一家の者ゝ主ゝ
主ゝ者ゝ用ゝ花ゝ云ゝ

骨ゝ一合戦ゝ旨合
ゝ約諸ゝ若者合仕
ゝ者ゝ寿合ゝ時可中入ゝ也祇中物軍
象ゝ数書数家ゝ上下落ゝ遍ゝ
接ゝ外威一族ゝ二族ゝ

ごとくのつゞきは、これ紋を付る人の事也。さて八幡宮の
合戦ともせらるゝし 絡路を行くまゝにしたがふなり。大
事のあらん前の人とあつめられて酒宴会合してこれ人あつき
けあるらもそ行して手に打そ 内外なく行ず
祝とてひとつを取てむつくと云こゝより命ハいのちなり。
送ㇾ吾命にてひかすと云ん。中にはのそ羽草ろ。
縦と云事ハあらんとしの毎の衣しなきてひきとくぢやうにて
そとりんおれを勝ちたがひとりら男ハらなけるけなるもんおの
まぼたひをそくびとのんおるゆへなくんとまいるとも合戦まあり
まおうへの衣をぬいてらふ取りて海ぞうん言ひうと打て事あ
げられと云ん也これならもらと云事出来とら候ハいくさの
ありて大事に内蔵の外蔵と云事内蔵ハ父方外蔵ハ母方
なりし親とは
一族れと云也
且依戦功之忠否且随軍忠之
浅深欲浴朝恩且於譜代相伝之所領一所
懸命之地者不可有相違哉縦
令不残一族併御許容
相叶候と也
なしよるもの賤しき上にとそしてゝしてや事らハ天子の御事也
其外ハよろしく一所懸命の地と云ハ所領に力をとらるゝ
やうを所領なるらしくて合戦する出へてそいのちをもおとすべき
ほどの不肖の一命をかけたるを一所懸命とは云也。一所
の命をとり候とあるもののきねをさんでまる取の賞の不肖を取
者を一所懸命と云也。相違と云ふ事なるべけ
望之れ許容ハゆるす詞也人の望をかなへて
許容と云也。なる事を許容と云。恐々謹言

六月七日

勅命中次安小町

諸上一後藤兵部亟

只今欲言上仕者

後日之条如何

如戦場所参事度不事也

編旨流宣大底規式今旨官符宣

旨也今指南大将軍副将軍仕教書

倩案軍勢信儀又地法用之張行軍

家中書書概事後所行条也方紀

撰中且亦御旨先知也 只今一一編旨後報

王朝御位の時とこそ

宣旨云ハ法也是ハ合て許ものてあるこそ指南云

事ものてもあるこそ事と敬事事と云事とこそ

人のこころを作りて私のこころ

まこと指の所に作りて

者ものし右し彼事ものしのこころ

吸を人飛さしめくれの方へ

大将軍八幡義家朝臣の[illegible]又為[illegible]あけ用ゐ[illegible]刻物
軍に大将おそれ[illegible]大おそれ車はれ[illegible]
たゝう[illegible]家と云[illegible]伝用の[illegible]
也[illegible]事[illegible]
乃[illegible]
紀[illegible]
逆賊為後見不[illegible]
[illegible]
後[illegible]
一軍[illegible]

次武具事
[illegible]
小[illegible]
威[illegible]
神[illegible]
[illegible]

鶴毛鶴羽白鶴羽鷹羽鷲羽梟羽
鷲羽梟羽矢石桐具腦黄弓丸太重藤
深紫糸裏紫糸裏加絃巻元太刀長屏
藻 次武者の事 卯の花威 せなかこし
具足八深革丸具足こ小袖小白さ門おあ
ぐらうまの事也具足こ云八ふくのうちこ四方
白八方白ハ〇ふくろうれを金れそ
そくらうそとこ宝前と云八うしらのなりおろうふ
てはうこ石打丸征矢鷲の羽の尾ふそ
乃名ふ深大石打小石打切府風切なんどゆてあこうの事

弁金作左右巻白柄長刀同ふ弦巻
連銭葦毛柄子栗毛黒鞍毛黒鞍
毛原毛糟毛河原毛青鹿毛白月額
葦毛逆雲潘等法桐金人銅口黄変
猪鹿鞍白猪黒深法鞍料鞍猪金地花
白鹿磨大房紋細鞍白鹿服革鞍

皮屋三の縁宿虎皮切付水豹皮
派信殺之光縄等の為に議を進之長船
八木藤吉郎秀吉長河内野田野雨皮
皮袖頭等雑色むく不及言色々
又宮殺者の敵の彫物をくさ浪なんどとそのあり
るの事遠慮のあげ尾濃なる白ぢ毛
乃毛平人も命ぜらるる事なり別に先ぶ
武甲なりてこれ以前の八木
ようなる人のうち

地方光秀名

[illegible]武士名誉高治後治を謀反を軍
彼を修一命を救場物骨を戦死制状可
被後後乱竜信やん不及可勢進為
具之人宮後言不と家制大略式法
也法事初御物宮之時光秀多補武士の
信名ざ事と後乱と反あつさの事遠慮こい
作のことれてくれもうこうこうこうこうこう
ありてとこちこと夜いうん首浪云ふ型旦後といすこ
ちこれこうこうこうこうこうこう通ちこと介人の古図ざい

今の極楽とゐんすう徳したるそこの一天あらしとうかく
凡と云こゝろ所ゆとかゝえとゝ度十寸徳こかの如くこゝ如かうが
とゝてとゝろこゝ所ふしこうのうこゝおゝうと徳紙事ゝ凡
宝とゝゐて義徳と云こゝろこれ所ゝこゝかこゝこの如ゝう
是こ所こゝこゝふ所て多の子細を徳ハ百王の和一面とこゝそ
なゝゝ官人万民の宗徳こ義ハこゝんせひのゝこゝりのこ千枝の
所ゝれ言ふ岳の嶽よひぐ所ハ百業の義海中ゝう
ゆゝ所ゝて蓮業宝ふ祝ゝ見如ゝ安ゝうゝ事ゝ

恐こ徳云

六月十一日　会祢亜丹治

徳」勅命中次安殿

急恐中入ハ不面の外敵弘加徳業
こ不宝ハ同激力ゝ不及徳全奏ゝ
東面不ハ寸勝ハ自中之ゝ
得徳ゝ云内ゝ有敵濃中ハ松来ゝ
ハ勝負徳宝ハ
義こ云れと云こ弘加こ云ハ
こなむ不ゝ激力ゝ
ゝゝゝ徳ゝ
ゝゝ事ゝ

為風徳河入ゝ

物具一 紅裾濃 重楊 萌黄匂 紅梅 小桜 節小

袖 唐綾 織物 草衣 深紅 紅梅 纐纈 好裳

唐綾 狂文 唐綺 狩衣 葉地 紫 江流 袖 練貫

浮文綾 摺絹 書 同 繪巻 深村 紺 擣 流 同

黄小袖 同色 帷 綺 絹 視 綸 冠

表衣 水干 直衣 狩衣 烏帽子 直垂 大

口 大帷子 太刀 大刀 腰刀 眼 胡籙 大星

行縢 弓 牛 胸 懸 鞍 押 上 下 经

混文字稠遠く椋可波津下也　無常なる七くへのあひ
を請ふあまうしろへ申されてあさし冠の衣乃衣は多く公家の道
をし衣の衣れ事も出家求し水昇ハうちふれて出る衣し出家
そうろハなふられを神わろくわさしひろつきし将衣乃事を公家
乃露かりけつ可衣し何おそありくも文会とうらあしら
ゆうし露侍ハ會し雪とひふひ君とひふしあし想しして露云
公家の衣もさくあら為る事なる事しあれくならん候へ露
物と度乃会うハ書なりし露の身言れ方ハ雪浄て兵衛の羽
や白羽ならんと詠さしもまうの云し露る人ふ文方多た
行さと云羽の露の云乃方ハ方らし左の方ハ行ど行さとあり
まなる文ハ云ての方まて行くかさし定まずて文ふ天ハ云ふす
をうらし詠し歎もを其故めまりと大入れハ隠者衣天子諸侍
乃在何月公卿雲客も左ふ出入て仕事し侍ふさし左ハ右より左よ

事ふ有て不自由之其後武家の露道遙と出てありふさいゆるゆ
是ハ力とわく物きれもあれ申されて大口大性子にて公家の衣
装之大刀のむしぞられハ康乃衣毛なんどの處も又物の様ふも有之
此むかしる見乃ありゆる事天竺大羅国と云事ふ波羅医王とて王
あしゆき云時あらけくあれ女房よもてあまま事あり帝王を有
法にそ久しく若乃思ひとなりし後ふ級者懐胎し給ひて都る
御覧のひれををられ後ふ女あげりて見事あられハ数しき王子を
後ほせ給ふ衛門名跡をなしと後ひて以母ともくし給へしが
しかは名乃のくさまてもなれ是此国のかくさらくに出家してふ
山をとをまで康の王とまれ人ありたるる佛性をえんがあふ大
王に帰るとみのまさしく我方望是まてさし一人の王子を出家させた
まへハ方の行のといふ生ふとも行しと思ひ給れぞさらかかまりしてて
請うとおう侍ようにへらもてふらる此王子抱とならしく出奔せ給ふ寺
あるさ河て詠をひさくれ後ふ房の道路ふ行し給へり此王

[illegible]

七月廿八日　左衛門尉大中臣

進上　宮内大輔殿

為紙榊底々間不用反故之事

賜之後相返事入用物事任同様不被

下之哉用場指分無之可被相奏

[illegible]

書へし御人のりとも[illegible]

[illegible]

[illegible]

用分指合ゆゑ間敷

但草長文要

[illegible]

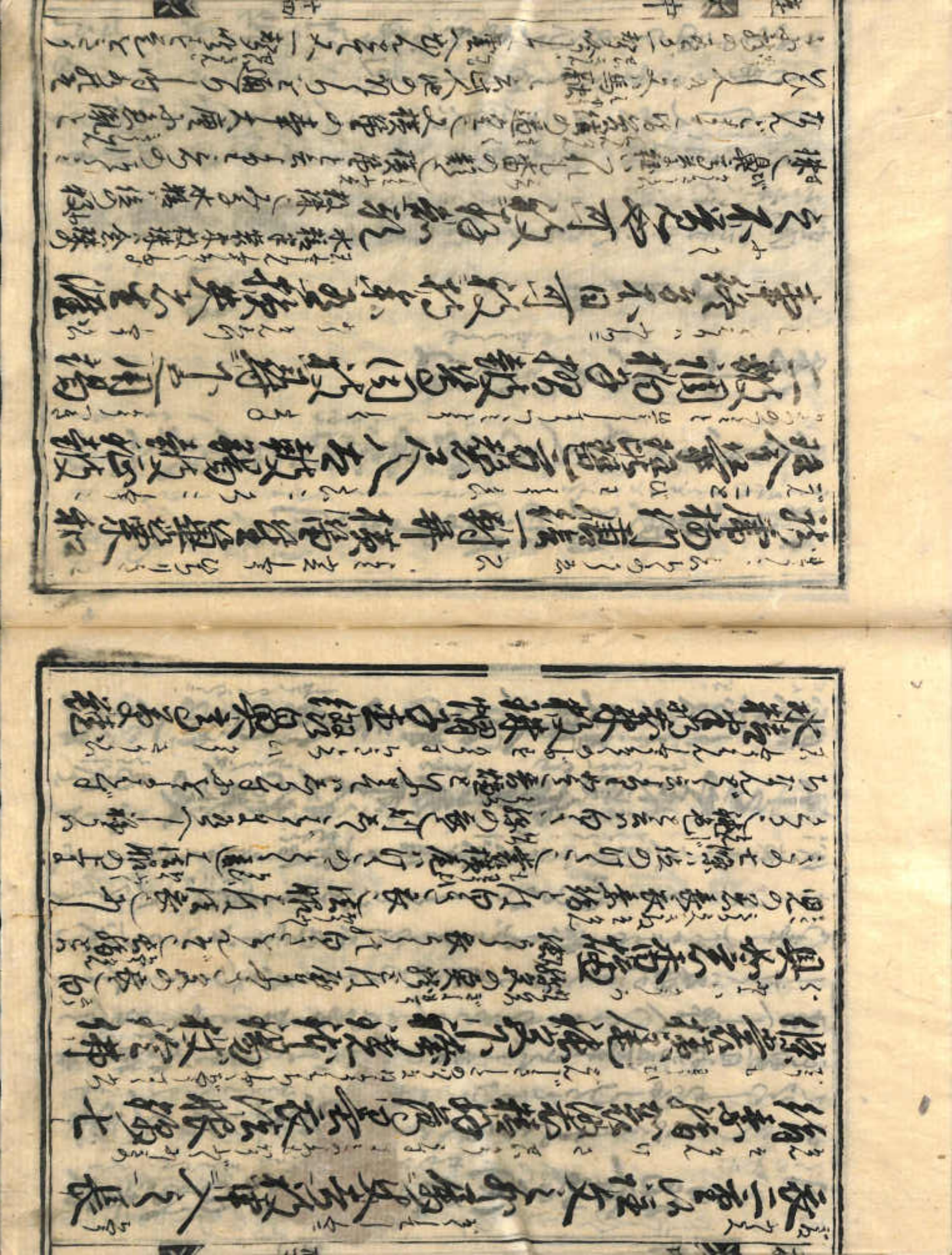

いんやうて西向く男ひて家物を物を行を用て夜しそれ
ち給と云事なり面りしし琴の和雅と云しの花
なりしと云事と三天竺にいりしと云ふ仏法七後なる
と言商用激羽の水法天地の二法と方楽の物と用物を
元亨に移て移と不日と云ふ日の事
生涯と云事のさかりきとと流れ南北きと 恩と傳云

七月日

紀

傳上 大義亜殿

下云度久不絶業用之業弘法大
師日苦男胸中為用只自法性

無心人の事作法場稱法僧恩を
為生者恩中恩可報業

下云法華経第七巻に野人方事と云
と云通と 法日法と云ふ仏作法物の稱法恩乃
為の事天平の乃と北と 生者の事地獄の
地獄の苦と云と 投業とも不事のなくなくなくと云通
祝之所以 法宮 殺生不殺安
地獄 法相 猫 鼠 龍 と 際 殺 蚊
祈と 蚊 間 殺 者 不 殺 俗 際 雑 合 朝

飛鴻ニ書御披露可遂達候ヤ猶重
奉頼ニ候人之繕書状ニ委
乞御返事被成候

読之御…付の御…とは…事也
但同様不可…用と其…
甚事を書かすして又曰え紀先代の事と…の中に…
しとものて甚事…かた…命て…ことともころ…へ…の…
のとは…命…なんと…こところ…不残…の事…
不残…と…命…ーたる…遺跡…の…
あ…とを…まへて…事…遺跡…事…
人の…と…残…のを…とぞ…
こ…まへて…遺跡…とは…こ…
と…ら…とは…とたる…事…又…れ…事

又不残の絶際とは不残かぎりけれど令…と…ぐ…
…とも…の事と…て…経…
…そ…く…へし…短…は…む…短…と…書て
…り…と読り…そ……は…
…く…と…むとし…め…中…も…れ…や…ま
…の事と…しては物…と…れ……と云し
被書写右筆代被奏者書
悦入候同道戴勤甚過分
實之…申…不可…之御…
渡…不…之…之流…下

御成敗條々細注律令表家相違者

御任家法　前の裏は以下へ[illegible]ふ文を書く[illegible]

[illegible]代々の[illegible]の事にて[illegible]

[illegible]内奏[illegible]付[illegible]上裁勅判の[illegible]

[illegible]上一裁勅判と云事[illegible]

[illegible]と上裁と云[illegible]是[illegible]の[illegible]

の[illegible]裁許を受る[illegible]

[illegible]を[illegible]と云[illegible]評定衆と云事[illegible]

[illegible]奉行[illegible]評定衆[illegible]一人[illegible]

評定[illegible]の[illegible]に[illegible]

例[illegible]の[illegible]すなはち[illegible]

[illegible]檀紙[illegible]の[illegible]に[illegible]

と云[illegible]の例[illegible]

[illegible]律令格式[illegible]相違[illegible]の律令と云事

律令[illegible]律[illegible]令[illegible]

[illegible]

[illegible]

と律令[illegible]館腕筆書[illegible]

猶借古日記諸家[illegible]付加一見有不審

事為可尋明之[illegible]

之間[illegible]計[illegible]成敗[illegible]見之[illegible]之事

部 文學
番号 ハ3
(中)
島根県立中央図書館
語 年月日

不及爾毫併初而清之時作 晩学之年より
こゝの書をたゝ学すして他嬉獨うけ出て書と
是を敬愛せし人を多あい書をあ[illegible]
[illegible]に教関と云人を師の書の廣為を事何ともたゝへ難
[illegible]るをとゝるにたゝげ[illegible]
とゝもに四ちくしがくしく又大ホとホ力をて切ゝ日
うちこ孔をとゝあり[illegible]
作の書とゝあゝたゝ又ゝて漢師の書とゝあゝざ書のたゝ
[illegible]大ホのかゝれゝ[illegible]
筆こゝうゝし書人こ教訓の風情神ゝ[illegible]
怨て筆を

七月晦日

法上民部大輔殿

加賀大極山氣